

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第410号 平成24年10月10日

## 障害者虐待防止法の施行

10月1日から、障害者虐待防止法が施行されています。

虐待防止法といえば、今回の障害者虐待防止法の以前にも

- ・DV防止法（平成13年10月13日施行）
- ・高齢者虐待防止法（平成18年4月1日施行）
- ・児童虐待防止法（平成20年4月1日施行）

がそれぞれ施行され、様々な施策が講じられていますが、改めて障害者虐待防止法が作られ、施行されたことは、障がい者を巡る虐待が後を絶たず、事態が非常に深刻である事を物語っていると思います

そこで、今回施行された障害者虐待防止法について考えてみたいと思います。

法律の第1条では、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である」とし、この法律において「虐待の予防、早期発見など障害者虐待の防止等に関する国などの責務を明らかにすると共に、虐待を受けた障害者への支援、更には擁護者に対する支援等を通じて、障害者の権利利益を擁護」しようとしています。

障がい者に対する虐待は如何なる人も許されません（法第3条）が、特にこの法律では、①親などの擁護者、②障害者支援施設で働いている者、そして③障害者を雇用する事業主やその従業員については、法律で具体的な虐待行為が禁止されています。

それでは、どのような行為が禁止されているのでしょうか。法律では、以下の類型が示されています。

- ・障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること（身体的虐待）
- ・障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）
- ・著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）
- ・障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置（ネグレクト）
- ・障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を

得ること（経済的虐待）

ここに類型化された虐待は、今も様々な施設や職場、家庭の中で起こっているのですが、閉ざされた中で引き起こされる虐待は、人の目に届き難いのが現実です。

虐待を受けた障がい者は、自ら市町村に届け出る事が出来ますが、しかし、自分の意思を外に訴えることが難しい人も少なくありませんから、もしも、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、速やかに市町村や道に通報しなければなりません。何人も、見て見ぬふりは許されません。

通報を受けた市町村は、事実の確認、虐待の認定、更には支援方策を講じる事になります。

また、道では、障がい者支援施設への立ち入りや市町村への支援等を行う事になります。

以上が、虐待防止に向けての大まかな流れとなっていますが、この法律が確かな成果を上げるためには、障がい者の家族や施設の関係者が法律の趣旨をよく理解し、障がい者に対する虐待は絶対に許さないという強い意思の下に行動する事が不可欠です。

私が勤務する社会福祉事業団では、10月1日の法律施行に向けて、職場の点検や通報システムの整備を行うと共に、全職員を対象とする研修を行ってきました。

また、処分規定を見直し、施設の利用者に対する虐待を行った職員は懲戒免職にする旨を全職員に周知徹底しています。何故、これ程の厳しい姿勢を取るかというと、それは、事業団が障がい者の支援を使命としているからに他なりません。

虐待のない施設づくりは、同時に、明るい職場環境を築くことにも繋がるものと思っています。

さて、障害者虐待防止法では、学校や病院は通報の対象とされていません。それは、学校や病院に虐待が存在しないからではなく、校長や院長は自ら虐待防止措置を講じる事が出来ると判断しているからでしょう。いい換えれば、それは、立法者の学校や病院に対する期待の表れと理解すべきではないでしょうか。

しかし私は、学校において依然として体罰問題が後を絶たない状況を見ると、教師による児童生徒に対する虐待問題がいずれ噴出するのではないかと恐れ、危機感を感じています。各学校においては、虐待問題を他者の問題とせず、法律に対する理解を深め、虐待防止に向けてしっかりと取り組んでほしいと思います。

（塾頭：吉田 洋一）